

平成30年度広尾町議会決算審査特別委員会 第3号

令和元年9月12日（木曜日）

開議 午前10時00分

1、委員長（山谷） ただいまから、決算審査特別委員会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

審査番号5、6款商工費を審査します。決算書は134ページから143ページ、主要施策等説明資料は106ページから119ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） それでは、商工費につきまして説明をさせていただきます。

決算書の136ページと137ページをお開き願います。

6款1項1目商工振興費、19節負担金補助及び交付金に係ります不用額251万2,151円であります。主なものにつきましては、備考欄の中小企業融資保証料交付金181万437円、利子補給補助金40万6,267円、退職金共済交付金25万8,532円と、その他が執行残となったものであります。

次に、138ページ、139ページの3目サンタランド費、13節の委託料に係ります不用額64万4,516円であります。主なものとしまして、139ページ備考欄の下から4つ目、イルミネーション設置管理委託料27万6,000円、2つ下の大丸山森林公園観光案内所管理委託料19万7,363円、141ページをお開き願います。備考欄一番上にあります大丸山森林公園管理委託料16万6,037円と、その他が執行残となったものであります。

予備費の充用についてであります。

140ページ、141ページ、お開き願います。

6目ふるさと納税推進費、8節報償費で、141ページ備考欄下から6行目、17万8,000円を予備費から充用しまして、ふるさと納税謝礼を支出したものであります。主な原因としまして、ふるさと納税の申し込みが見込み以上に増えたため、支出に緊急を要するため、予備費から充用し、支出したものであります。

次に、予備費の流用についてです。

141ページ備考欄下から3行目の6目ふるさと納税推進費の9節旅費から9万6,000円を予算流用しまして、142ページ、143ページをお開き願います。備考欄の中段ほどの14節使用料及び賃借料のふるさと納税サイト使用料241万1,385円に充てたものであります。これにつきましては、ふるさと納税申し込み増によりまして使用料が増えたものであります。

次に、新規事業であります、主な施策等説明資料をお願いいたします。

説明資料の108ページをお開き願います。

2、観光費、事業番号3番、イベント用備品購入についてです。コミュニティ助成事業を利用いたしまして、椅子やテーブルなどのイベント用備品を購入したものであります。事業内容、事業費

は、記載のとおりであります。

次、説明資料 110 ページであります。

観光費の事業番号 5 番、観光パンフレット印刷業務についてです。観光パンフレットにつきまして、最新情報への更新と増刷を行ったものであります。事業の内容等につきましては、記載のとおりであります。

以上で、説明を終わります。

1、委員長（山谷） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。6 款商工費に対する質疑の発言を許します。

浜頭委員。

1、委員（浜頭） 説明資料の 107 ページ、一番下、8 番、広尾町起業家等支援事業のところなのですが、この事業は、始まったときは町の活性化になると大変期待された事業だったと思いますが、いろいろあってハードルが高くなってきたと思いますが、ハードルを上げると借りづらいというのですか、乗り越えるのに大変なわけで、今では大変使いづらいものになっているのではないかなと思っていますのですが、この事業に関しては、昨年の決算でも今年の予算でも質疑されているのですが、この財源内訳、ここに一般財源 40 万円とあるのですが、これは昨年のこの説明資料を見ますと、昨年は 3 件で 560 万円とありまして、内訳が 200 万円、200 万円、160 万円とありまして、この 160 万円のところに何か手書きで括弧して「40 万円は 30 年度にと」自分で書いてあるのですが、この 160 万円の方のところの 40 万円だとすると平成 30 年度は新規創業がゼロになるのかなと思うのですけれども、この 40 万円の中身をちょっとお聞きします。

1、委員長（山谷） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 説明いたします。

起業家等支援事業についてでございます。平成 30 年 7 月に営業を開始いたしましたカフェに対する補助でありまして、平成 29 年に 200 万円の交付決定をいたしまして、160 万円を支出したところであります。平成 30 年度におきましては、残りの 40 万円を支出したものであります。

以上であります。

1、委員長（山谷） 浜頭委員。

1、委員（浜頭） では、200 万円は決まっていたけれども、160 万円と何か 40 万円に分けたみたいなのではけれども、その理由をちょっとお聞きしますし、あと、やっぱり相談に来る人は結構いるのだと。ただ、この保証人のハードルが高くて諦める人が多いとかというような話もあるのですが、よく私もわからないので、この補助金を受けられるのにはどのようなことが必要なのか、大ざっぱでもいいですけれども、ゆっくりでいいですからお聞きします。

1、委員長（山谷） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 200 万円の部分の内訳の話でございますが、操業開始するに当たって 10 分の 8 をまずは支出したところでございます。そして、実績を出していただいたところで残りの 40 万円を支出したというところでございます。

対象となる条件について説明をさせていただきます。1 としまして、広尾に住んでいる方または

事業開始までに広尾町に住まわれる方。2つ目としまして、3年以上の事業継続が見込まれる方。3つ目としまして、町税等の滞納がない方。4つ目、補助金の返還に伴う連帯保証人が立てられる方、4件になっております。

以上であります。

1、委員長（山谷） 浜頭委員。

1、委員（浜頭） 40万円については理解しました。

あと、保証人が立てられると聞いたので、ちょっと保証人の条件なんか厳しいというような話もあるのですが、もしあれだったら、保証人の条件などをお聞きます。

それと、物すごい、だから実質30年に新規創業した方はいないということになると思うのですが、ちょっと言葉はきついかもしれないですけども、もう実質、絵に描いた餅のような感じになってしまって、誰も借りられないような状態だという話も聞くのですが、ただ100万円を予算計上するだけでは、いずれ、誰も借りられないので、そうすると、ここに書いてある事業の成果ですか、いいことを書いているのですよね。「町内での新規創業を支援することにより、町民による起業の促進、商店街等の活性化が図られた」と書いてあるのですけれども、実質30年は誰も借りてはいなかったということだと思えるのですけれども、余り言うところから、それなりにいろいろあってそれなりに対処してきた結果が、だんだん厳しいものになったとは思いますが、失敗したときは町民みんなの大事なお金ですからわからなくもないのですが、どうでしょうかね、この事業のもう少しハードルを下げるようなお考えはあるのかをちょっとお聞きます。

1、委員長（山谷） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 連帯保証人の条件につきましては、補助金の交付額を返済できる収入のある方という条件でお二人立てることになっております。

状況等につきましては、平成27年から29年の3年間事業を実施した中で、平成30年度から制度改正をさせていただいたところであります。制度改正に当たりましては、本町の財政状況や行革での取り組み、いろんな方々からご意見やご指導をいただき、制度改正をしたところであります。お話がありましたように、ハードルが高くなっている現状ではありますけれども、債権保全策をとらなければならないものとして制度改正を行いましたので、今後におきましても、もう少し時間をかけて考えていきたいと思っております。ご理解をいただければと思います。

以上であります。

1、委員長（山谷） 浜頭委員。

1、委員（浜頭） 保証人の条件が収入のある方2人というのですけれども、収入というのはどのぐらいのことを指しているのか、50万円でもいいのか100万円でもいいのか1,000万円ないとだめなのか、ある程度、目安はどの辺なのかをお聞きます。

1、委員長（山谷） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 補助金の上限が現在100万円となっておりますので、100万円以上の収入がある方となっております。

以上です。

1、委員長（山谷） ほかに。

前崎委員。

1、委員（前崎） 主要施策書の106ページなのですけれども、商工振興費の事業番号2番、利子補給等の助成事業の中で、特にこの表の中で保証料の助成件数及び金額が出ておりますけれども、件数も29件、金額は483万1,563円となっております、昨年度の件数が54件、金額が1,038万1,006円となっております。この保証料につきましては、融資を受けた際に信用保証協会に定めた率に基づいて保証料を納める、この額を町が助成しているわけなのですけれども、資金としては運転資金、それから設備資金等とありますけれども、件数はともかくとしても金額が半減以下という形で大きく落ち込んでいるのですけれども、本町の経済動向といいますか、それらも含めてこの内容について把握していればご説明をいただきたいと思います。

それと、110ページの6番の広域観光の推進のうちの広域連携映画脚本制作事業の部分で、とんがりロード広域連携推進協議会映画作業部会25万円を支出しておりますけれども、これは28年度にも64万8,000円支出しております、このときは脚本の第1稿制作ということで広尾町は総事業費の1割を負担したということでもありますけれども、例えば以前、この映画のいわゆるクランクインをする前、する後の費用といいますか、総費用がおおむね3億円程度かかるというような説明がありましたけれども、過般の説明ではスポンサーを探して資金調達をすると、それで、それに見合うだけの額が集まれば、クランクインの準備をしたいという形の説明でしたけれども、現時点のそういったスポンサーあるいは資金調達の推移、どの程度まで進んでおられるのか把握しておりましたらご説明いただきたいと思います。

それから、113ページの3番の北方圏交流振興会事業の関係なのですけれども、サンタメール事業、30年度については発送総数が1万5,790通ということで、前年から比べると、前年が1万8,080通ということで約2,300通、率でも1割以上、13%落ち込んでおります。この間、広尾高校生の皆さんですとか札幌の大学生の皆さんにお越しいただいて、サンタメールの活性化に向けて、いろんなご提言あるいはアイデアをいただいて取り組んできた経緯があるかと思うのですけれども、にもかかわらず、これほど大幅な減少になっているということでもあります。この要因について、もしわかればご説明いただきたいのと、それと30年度から一般の方には1通500円という形なのですが、広尾町民もしくは広尾町の丸山公園に設置しているサンタの家ですか、そこに申し込まれた方については、例えば町外の方であっても1通250円という形にしていたのですけれども、30年度からは、それを一般と同じ500円に引き上げをしましたけれども、その250円から500円にした段階で、町民の方、広尾での投函数、どの程度減少したのか、それについてもご説明をいただきたいと思います。

以上です。

1、委員長（山谷） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） それでは、説明いたします。

平成30年度決算におきまして、利子補給の助成の関係でございますが、29件ありました。平成29年では確かに54件ということで激減しているところであります。29件の内訳としまして、20件

が運転資金ということでの保証料の支出だったのですけれども、このことにつきましては、減った要因としましては、融資を借り入れる方が少なかったという結果ではあるのですけれども、原因等につきましては、平成 29 年のうち 20 件の企業が運転資金ということで借りがえを行う方が半数ぐらいおりました。29 年度も 54 件のうち 40 件も運転資金が主な支出だったわけでありまして、29 年度につきましても運転資金の借りがえの方が多かったものですから、ピークというのですが、29 件が多くて 30 年度借りがえする方が少なかったということでの結果で少なくなったのではないかなと考えております。そのほかの理由としましては、昨今の不況の影響も少なからずあると思いますので、設備資金がなかなか借りる状況まで至らなかったのではないかと考えているところであります。

次に、映画の状況でございますけれども、平成 30 年度 10 月 14 日におきまして、映画の製作準備委員会というのが設立されたところでございます。その後の動きに関しましては、先ほど委員さんおっしゃいましたとおり、資金集めの営業活動、それから国やほかの自治体に向けて助成金の申請の準備段階に入るということで、何回か会合を 4 町の課長レベルと監督さんで打ち合わせをしているところであります。実は、あした、ちょうどその打ち合わせが様似町である状況ではあるのですけれども、現在の状況といたしましては、まだ資金集めをする動きまでには至っていないというところであります。それで、あすの打ち合わせで、また作戦会議といいますか、どういったところから資金を集めるのかという部分についても話し合われるのではないかな、ちょっと私、この議会があるものですから出席できないのですけれども、その話を代理で行かせる者には聞いてくるように言っておこうとは思っております。

次に、サンタメールの減った要因でございますけれども、平成 29 年度から 30 年度におきましては、1 万 8,000 通から 1 万 5,000 通に減ったという通数でございます。申し込みの段階で郵便による申し込みが激減しているところであります。インターネットでの申し込みは 29 年、30 年そんなに変わらないのですけれども、これに関しましては、全国的な話でもあるのかなとは思っているのですけれども、年賀状が減っている状況にあるかと思います。そういう部分では、郵便そのものの自体が減っている状況がサンタメールにも影響したのではないのかなと考えているところであります。

それから、広尾町での受け付けをして発送したサンタメールの通数でございますが、平成 29 年度におきましては、1,758 通を広尾町の方が申し込まれてサンタメールを発送いたしました。30 年度、500 円に値上げした段階で、ほぼ半分の 836 通でございました。

以上であります。

1、委員長（山谷） 前崎委員。

1、委員（前崎） まず、広域連携映画制作の関係ですけれども、2019 年度も 25 万円、予算計上しておりますけれども、従前は、この制作費の 4 町で、そのうち本町が 1 割負担という形で今回来ておりますけれども、一般的に映画制作に関しては、自治体にそういった資金調達といいますか、そういったのを求めるということは本来あり得ないし一般的ではないのですけれども、今回、地元ということで、こういう形で準備段階では出しておりますけれども、例えば 3 億円、それを超える額がかかるとなると、スポンサーから 3 億円あるいは当然、興行収入も見込んでいると思いますけ

れども、そういったものを含めて当然その額を超えるだけの見通しがなければクランクインしないというふうにも聞いておりましたけれども、よくこのことに関して町民の方も、例えばクランクインするに当たって費用が不足するので、また広尾町で1割負担してほしいとかということがないだろうかということを懸念される声も聞いておりますけれども、その点も含めて今後の見通しをご説明いただきたいと思います。

それと、サンタメールの部分でありますけれども、郵便の部分が減った影響があるということでありますけれども、とりわけ今まで町民あるいは広尾町で投函する方を通常の半額にしてやっていたけれども、そのことによって半減したと。実は、きのうも公衆浴場の料金を300円から440円に引き上げたことによって3割近くの利用者が減ったという実際の統計が出ていますけれども、従前からこのサンタメールの減少については、少子化、人口減少ということは再三説明ありましたが、当然そのことは要因としては一部あるかと思うのですけれども、いずれにしても、このサンタメール事業、収益事業ですから、いわゆる自治体の一般会計という形の支出は当然できませんので、創意工夫しながら進めていかなければならないというふうに考えていますけれども、せめて広尾町もしくは十勝管内、そういった近い方が広尾に来られてサンタメールを申し込む、そういった身近な方の応援団といいますか、やっぱりそれは差別化を図る必要があったのではないかと、今まではそういう形で2分の1の半額でやってきましたけれども、いわゆる目先の収益だけといいますか、それだけでやったことによって半減すれば、元も子もなくなるということですから、これらについてももう少し総合的に検討する必要があるのではないかとこのように思いますけれども、その点についてももう一度ご説明をお願いいたします。

1、委員長（山谷） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 映画の件でございます。クランクインに対する懸念の状況でございますけれども、資金が集まるというか、3億円ほど集まるめどが立った段階でクランクインすることでは話し合いはされておるところではあるのですけれども、その3年間の間に何度かまた課長レベルでの会合等ありますので、懸念を払拭するような話し合いを進めていきたいと私としては思っております。

サンタメールの減った要因等につきましては、250円から500円に値上げをしたということで、すぐ値下げをして対応するというのもなかなか難しいところではあるかとは思っておりますけれども、今年の5月にありました北方圏の総会のときにも、かなり厳しい意見を委員さんからいただいたところでございます。簡単なことでは増えることではないということでありまして、今年の7月からでしたか、役場の20代の若手職員にサンタメールの検討会ということで斬新な意見を出していただいて、今年その意見に基づいて反映できるものは反映して、増える努力ということもしておりますので、そういったことも含めて見守っていただければと思います。よろしくお願いします。

1、委員長（山谷） ほかに。

お^だ田委員。

1、委員（小^お田） 施策等説明資料の109ページに十勝港まつりがあって、十勝港まつりの協賛会に対して、広尾町は花火の部分ということでこの協賛会に補助して、そして協賛会が主催する勝毎

さんのほうに払っていますが、この4、5年のまず金額についてお答えください。

1、委員長（山谷） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 十勝港まつりの中における花火大会の関係であります。

先ほど委員さんおっしゃいましたとおり、広尾町からの支出としましては、十勝港まつり協賛会へ1,100万円の負担金を支出しております。

花火大会を実施するに当たり、協賛会から平成30年度におきましては、457万5,546円を主催者であります勝毎へ支出をしております。内訳としましては、400万円の負担金と協賛会としていただきました150年記念事業募金の約57万円であります。十勝港海上花火大会全体の事業費につきましては、平成30年度で583万円であったと聞いております。平成29年度の状況でございます。広尾町からの協賛金の負担といたしましては400万円でございます。かかった事業に関しましては、527万円ほどかかったと聞いております。その前の年、平成28年度に対しましても、400万円の負担を協賛会のほうから支出をいたしまして、528万円ほどの事業費がかかっていると聞いております。

以上であります。

1、委員長（山谷） 小田^{おだ}委員。

1、委員（小田^{おだ}） この花火については毎年のようにこの決算委員会でいろいろお尋ねしていますが、ずっと400万円というようなレベルで来ていますけれども、そして前からもお願いしたりしているのですが、この積算根拠というか、いわゆる花火に関する人件費とか打ち上げる人あるいは火薬玉何発で幾らとか、大体のでもいいのだけれども、それが一切出てこないのですけれども、それは私ちょっと不思議なのだけれども、少なくとも町がこれだけの金額を支出するわけですから、やはりこうやって10万円あるいは100万円単位でそのまま出すということは、まるで丸投げ的に出しているようなことに見えるというか、実際にそういうふうに確信してしまいますよね。これについて、やはりいろんな町村でもやっているわけだから、そこから聞いて、大体おおよそこの400万円が妥当なのかどうかということは、恐らく妥当だと思いますよ。だけれども、妥当だということをチェックしていないということは明白ですよね。そのことは、やはり私は問題があると思うのですよ。

例えば、ラブでもいいのだけれども、100メートルぐらいの大きさの打ち上げ花火は2万円だとか3万円だとか一つの目安みたいなものもあるし、あと例えば細かいけれども、火薬の金額が値上がりしているとか、ガソリンではないけれども、そういう状況だって、この何年かではあるやにもしれません。わかりませんよ。でも、そういうことが、もしかしてどんどん安くなっているのかもしれない。もしかすると高くなっているかなと思うけれども、金額は変えていないのだから、多分高くなっていないと思う。あと効率の問題とか、いろんな花火を打ち上げるにしても、いろんな技術的な進歩もあって安くなっているのかもしれない。そういうことを一切無視してこのまま400万円を払うということは、私はおかしいと思うのです。

それで、まずそういう点で、そういう積算、ずっとこのまま来ているので積算していないと思うのだけれども、あるいはおおよそのこともつかまれているのではないかなと思うのです。あるいは

は、他町村に対して、こういう花火というか、お祭りの関係の担当者でお話とかそういうのをできれば、やっぱりしてほしいと思うのです。安全面とか、いろんな面で他町村の状況を知ること、あるいはこの金額についても、おおよそつかむことが必要だと思うのです。ぜひともその辺の体制が必要だと思うので、そのことについて一度お答えください。

1、委員長（山谷） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 花火大会の花火の経費に関する部分での話かと思います。

申しわけございません。中身につきましては、正直なところ把握していないというところがございます。6,000 発という中で、中身がどうかこうだというところの部分までは、正直、検討しているところではございません。

また、他町村との比較という部分につきましても、なかなか町村におきましては、聞かましてもブラックボックスといいますか、教えてくれないところもあったりするものですから、委託するその業者におきまして、おおよその数字だとかという部分については聞きながら、400 万円だったらこのぐらいの花火が何万発打てるよという部分について、調査というか、今後はその部分について調べていきたいなと思っております。

以上です。

1、委員長（山谷） ^{おだ}小田委員。

1、委員（^{おだ}小田） 今、調べていきたいという意向を示されましたけれども、失礼な言い方ですが、本当にやっていただけますか。

というのは、ずっと何年もこのことについては聞いているけれども、もうこういうふうにして勝毎さんに払っているのだということで、もうその一点張りで終わってきていますので、課長さんもかわったことで、やはりちょっと新境地に入ってほしいなと思うのです。だって町の予算でしょう。やはり「はい、何百万円」という、そういうことには私はならないと思うのだ。そして、やっぱり毎年毎年払うわけだから、いろんな状況で差が出てきたり、多くなったり少なくなったりという状況が出てくると思うので、ぜひとも、私がやれとかやらないとかという問題ではなくて、町の行政自体はそういうことをやるのがお仕事だと思うので、その辺もう一度、意気込みと言ったらあれですけれども、やっていただけるのかどうかということについてお答えいただいて終わりたいと思うのですけれども、お願いします。

1、委員長（山谷） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 再三にわたっていろんなご質問をいただくわけでありまして、この花火に関しまして細かい見積もりがとれるのかというところでありまして。この花火の運営に関する人件費含めて、花火師の仕込みだとか花火の内容を一つ一つ、ほかの事業が実際やる時の見積もりがとれるのかというところ、実際とれないのだというふうに思います。この規模で、規模というのは打ち上げる何千発という、それが尺度で、だったらこのぐらいの規模というところでこれまでやってきているところでありまして。他町村で、ではどうやっているのかというのは、ちょっと聞き込みしておりませんが、従来から規模によってこのぐらいというところではやっているところでありまして、今年の花火の状況、現場で見ただけであればわかるのですけれども、やはり相当な準備

ですとか運営ですとか、そして花火の規模ですとか、それを見てやはり判断をするのがというふう
に思っているところでありまして、1発ずつ火薬の量が幾らで火薬の単価が幾らで、これは不可能
だというふうに思います。やっぱり花火の実際規模を見てこれで幾らと、そういったところでご判
断をいただければと思っているところでもあります。

1、委員長（山谷） 小田^{おだ}委員。

1、委員（小田^{おだ}） 何か今のお答えだと町長、最初からもう不可能なのだというふうなことからス
タートしていると思うのですけれども、今、火薬の量、何グラムだとかそんな細かいことを言っ
ていないです、私は。大体1発、先ほど言った100メートルぐらいの大きさのだったら幾らだとか、
そういうふうな大体データというか、おおよそ花火業界のことをちょっと教えてもらえれば出て
くるわけだし、あと何人来ているだとか、そういう基本的なことをやっぱりわかる必要があると思
うのですよ。そうでないと全くわからない状態ではないですか、それだと。行って見ればといた
って、見たってわからないですよ、そんなの。何発飛ばして、そして100メートルぐらいの大き
さのやつが何発、それなんかはできるのではないか。だって、そういう仕込みをやるときに決まっ
ているわけでしょう。そうしたら、大体おおよそこの花火大会は、例えば足寄あるいは本別と比べ
て大体こういうところだなという、一つの目安ですよ。最低そこに到達することが、この議会の、し
かも決算委員会を通らなければいけない役場としては、そのくらいはやらないとまずくないかと思
うのですよ。勉強にも何もならないですよ。ただ400万円と、これではちょっとちょっと待つてく
ださいと言いたいところです。もう一度お答え願いたいと思います。

1、委員長（山谷） 村瀬^{むらせ}町長。

1、町長（村瀬^{むらせ}） 今、委員がおっしゃった大ざっぱな目安、その辺については聞き込みできるか
というふうに思っておりますし、他町村との比較でもできるかというふうに思いますけれども、細
かいところは不可能だというふうに思いますけれども、大ざっぱな目安として調査させていただき
たいと思います。

（「終わります」の声あり）

1、委員長（山谷） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号6、7款土木費を審査します。決算書は142ページから155ページ、主要施策等
説明資料は120ページから130ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

前田建設水道課長。

1、建設水道課長（前田） それでは、決算書の144ページ、145ページをお願いします。

7款1項2目車両費、11節需用費であります。60万8,031円の不用額となっています。主なもの
としまして、公用車等の修繕料で40万2,009円、公用車等の燃料費で11万1,328円であります。

次に、決算書の146ページ、147ページをお願いします。

7款2項1目道路橋りょう維持費、3節職員手当等の不用額52万8,015円、7節賃金の不用額

211 万 9,568 円、11 節需用費の不用額 216 万 1,896 円、13 節委託料の不用額 1,893 万 2,543 円、14 節使用料及び賃借料の不用額 316 万 416 円であります。これらの主な内容は、降雪が少なかったため、全体に執行額が予算額を下回り、不用額が発生したものです。

次に、決算に係る主要な施策説明資料についてご説明します。

120 ページをお願いします。

7 款 1 項 3 目街路灯費の事業番号 1、街路灯の管理及び整備の（２）、街路灯新設事業です。街路灯新設工事は、電柱に取りつける灯具の新設 1 基を実施したものです。

次に、主要な施策の 122 ページをお願いします。

7 款 2 項 1 目道路橋りょう維持費の事業番号 1、道路維持事業の（５）、道路工事調査設計委託につきましては、道路整備計画に基づき道路改良工事に係る調査設計委託業務を実施したものです。

次に、（６）、維持補修工事につきましては、町道区画線設置工事ほか町道の維持補修工事を実施したものです。

（７）、道路舗装工事につきましては、並木通東 2 丁目第 1 号支線道路改良舗装工事ほか 2 件の道路改良舗装工事を実施したものです。

次に、123 ページです。

2 目道路新設改良費の事業番号 1、社会資本整備総合交付金事業、（１）、橋りょう補修事業につきましては、橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁補修工事を実施したものです。

次に、127 ページをお願いします。

7 款 4 項 2 目都市計画施設費の事業番号 1、都市公園改修事業、（１）、都市公園改修事業につきましては、公園の長寿命化計画に基づき、都市公園の老朽化した木橋や遊具等の改修を実施したものです。工事概要、事業費等は、記載のとおりです。

次に、129 ページです。

7 款 5 項 1 目、事業番号 4、公営住宅等改修事業につきましては、（１）から（２）まで 3 件の改修工事等を実施したものです。事業概要、事業費等は、記載のとおりです。

同じく事業番号 5、公営住宅整備事業につきましては、1 件の解体工事を実施したものです。工事概要、事業費等は、記載のとおりです。

次に、130 ページ、5 項 2 目、事業番号 1、公営住宅整備事業です。錦町団地公営住宅の建替事業を実施したものです。事業概要、事業費等は、記載のとおりです。

以上でございます。

1、委員長（山谷） 森谷港湾課長。

1、港湾課長（森谷） それでは、3 項港湾費につきまして補足説明させていただきます。

決算書の 150 ページ、151 ページをお開き願います。

7 款 3 項 2 目 13 節委託料の不用額 383 万 366 円の関係でございます。主なものにつきまして、1 点目は、151 ページの下から 2 番目の除雪委託料につきまして 236 万 214 円が不用になったもので、これは除雪時間の減により不用額が発生したものでございます。

2 点目でございます。次のページ、153 ページをお開き願います。

上から2行目、十勝港保安対策警備委託料につきまして145万8,366円が不用になったもので、これにつきましては国際ソーラス条約に基づいた外国船の入港時にゲートの警備をするものでありますが、警備時間数の減少により警備費用が減になったものでございます。

続きまして、同じく決算書ですが、飛びまして324ページをお開き願います。

財産に関する調書でございます。下の3番、債権で2列目の地域総合整備資金貸付金の関係でございます。平成21年度に地域総合整備財団を経由し、ひき船建造事業に対し貸し付けを行ったもので、決算年度中増減額及び年度末現在額につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

1、委員長（山谷） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。7款土木費に対する質疑の発言を許します。

北藤委員。

1、委員（北藤） 施策資料の120ページ、街路灯の維持管理ということで「快適な生活環境づくりに努めた」ということなのですが、私の見る限りには、野塚、豊似の街路灯は、非常に見苦しいというか、快適な環境にはなっていない、実際に。だから、あの環境がいいというのであれば、どうしていいのかということを説明していただきたいと思います。

1、委員長（山谷） 前田建設水道課長。

1、建設水道課長（前田） 野塚の街灯についてなのですが、確かに金具がとれていました。り、灯具が割れていました。り、見苦しい状態になってございます。この状態で完全に美しい状態とは言えないということは、おっしゃるとおりだと思います。今後、見苦しくないような状況、修理を検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1、委員長（山谷） 北藤委員。

1、委員（北藤） ぜひ、この辺しっかりとやっていただきたい。そして、やはり球切れもしていますね。ですから、そういうところもきちっと今後やっていただければ。よろしくお願いいたします。

1、委員長（山谷） ほかに。

星加委員。

1、委員（星加） どこで質問したらいいかわからないけれども、私に関与している会社のそばに看板が立っているのはご存じですか。まず、それを聞かせてください。

1、委員長（山谷） 星加委員、場所とか説明してやってください。

1、委員（星加） 帯広信金の裏というか、横。そこにうちの会社があります。そして、小田さん側のほうの中通りに土地のあっせんの看板が出ている。土地のあっせんする資格があるのかどうかかわからないけれども、そういうのが出ていますが、それがどこでそれを監視しているのか教えて。

1、委員長（山谷） 休憩します。

午前10時47分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

前田建設水道課長。

1、建設水道課長（前田） 先ほどのご質問なのですけれども、個人が所有する土地にその持ち主が自分の土地を売買したいという看板を立てることについては、何ら問題ないものと認識しております。仲介業者が看板を出すときには、それなりの資格が必要なものと認識しております。

以上です。

1、委員長（山谷） ほかにいいですか。

（「いいかい」の声あり）

（不規則発言あり）

星加委員、指名します。

（「指名してから」の声あり）

指名します。星加委員。

1、委員（星加） そう。言っていなかったか。指名されていなかったか。

（「されていないんだ」の声あり）

（「指名されていない」の声あり）

そうか。済みませんね。年とったら焦るから。

やっぱりそういう町内の中で課税客体がたくさんある。しかし、見逃しているのではないかと、こう私は言いたいだけだ。もっとそんなもの税額を下げるとか上げるとか、そんな論議の前に、本当に課税されて税金を納めなければならない方が課税されていないことが多いことから、そういうのをちゃんと調べているかと聞いているのだよ、俺。

1、委員長（山谷） 星加委員に申し上げます。今の件につきましては、課税物件の家屋の増改築については、税務の関係でありますので、一般会計の歳入で質疑をお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

前崎委員。

1、委員（前崎） 主要施策の125ページなのですけれども、港湾管理事業の部分で（2）の②の維持管理の中でお尋ねしたいと思うのですけれども、実は平成26年にいわゆる水面貯木場の造成工事をいたしまして、その後、何回か越波による補修等を重ねてきて、さらに防波堤のかさ上げ工事、これら今までの事業費トータルでは5億円を超える形で行っておりますけれども、これが29年8月に完成をして2年以上経過をしているわけなのですけれども、この貯木場の部分が今、利用されていないのですけれども、以前から今、商社等との協議をされているということなのなのですけれども、現時点での進捗状況等についてご説明をいただきたいと思います。

1、委員長（山谷） 前崎委員、今の関係、港湾の特別会計のところでの質疑になろうかと思えますけれども、よろしくお願いします。よろしいですか。

ほかにないですか。

（「なし」の声あり）

それでは、以上で質疑を終結します。

次に、審査番号7、8款消防費を審査します。決算書は156ページから159ページ、主要施策等説明資料は131ページから135ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

西内総務課参事。

1、総務課参事（西内） 決算書156ページ、157ページをお開き願います。

8款1項2目非常備消防費、9節の旅費におきまして、91万1,430円の不用額が生じたものでございます。主な執行残につきましては、出勤費用弁償でございます。その要因につきましては、出勤回数が見込みを下回ったことによるものでございます。

以上です。

1、委員長（山谷） それでは、以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。8款消防費に対する質疑の発言を許します。

北藤委員。

1、委員（北藤） 広尾消防署もとかち広域消防事務組合に所属になっておりますけれども、新聞によると何か処分を受けたどうのこうのとありましたけれども、これは広尾消防署に関係ございませんでしょうか。

1、委員長（山谷） 今、決算に関係している質疑であればよろしいのですが、決算のほうではないですね。何か厳しいようですけれども、よろしくお願いします。

ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号8、9款教育費を審査します。決算書は158ページから193ページ、主要施策等説明資料は136ページから181ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） 教育委員会管理課の関係部分についてご説明をさせていただきます。

初めに、決算書、節における不用額50万円以上の部分、説明させていただきます。

決算書、158ページから159ページをお開き願います。

9款1項2目3節職員手当等においてであります。95万6,642円の不用額を生じております。これは主に時間外勤務手当で93万7,410円の不用額となっております。要因としましては、休日勤務を振りかえ休日により対処したもの、あと効率的な業務執行に努めたものでございます。

次に、164ページから165ページ、9款2項1目11節需用費において、120万2,037円の不用額でございます。これは主に消耗品費23万9,872円、燃料費60万6,074円、印刷製本費22万7,758円の不用額でございます。要因としましては、消耗品費については、経費節減に努めたこと、燃料費については使用抑制に努めたことと、印刷製本費については、定額プリンターの導入により外注印刷の減によるものでございます。

次に、同じページの15節工事請負費についてでございます。811万7,712円の不用額でございま

す。これは、豊似小学校の工事建設の入札の減でございます。

次に、168 ページから 169 ページをお開き願います。

9 款 3 項 1 目 11 節需用費において、61 万 4,417 円の不用額が生じております。これは主に燃料費 33 万 8,016 円、印刷製本費 18 万 6,036 円が要因となっております。燃料費については、使用抑制に努めたこと、印刷製本費については、定額プリンターの導入により外注印刷の減によるものでございます。

次に、主要な施策等説明資料により、事業についてご説明をさせていただきます。

初めに、137 ページをお願いいたします。

事業番号 2、コミュニティ・スクール推進体制構築事業でございます。事業概要と事業費財源内訳は、記載のとおりでございます。

次に、146 ページ、事業番号 5、学校施設改築事業でございます。豊似小学校の新校舎の建設により、耐震性を備えた安全性の確保と児童の学習環境の向上を図ったものでございます。事業の概要、事業費は、記載のとおりでございます。

続きまして、147 ページ、豊似小学校の校舎改築に伴う備品購入であります。新校舎の建設により、カーテンなどの備品を購入したものでございます。事業の概要、事業費は、記載のとおりでございます。

以上であります。

1、委員長（山谷） 小川社会教育課長。

1、社会教育課長（小川） 決算書の 182 ページ、183 ページをお願いします。

9 款 5 項 5 目青少年健全育成費、23 節の償還金利子及び割引料に 8 万 2,000 円の予備費充用です。内容ですが、子ども・子育て支援交付金の返還金でありまして、学童保育に係る平成 29 年度実績からの交付金の返還金で予備費の充用を行ったものです。

次に、184 ページ、185 ページをお願いします。

9 款 6 項 1 目保健体育総務費、備考の 02 保健体育一般経費の 19 節です。負担金補助及び交付金に 21 万 5,000 円の予備費充用です。内容ですけれども、スポーツ振興助成補助金で、昨年 9 月の定例会後に 12 名分の補助金申請がありまして、予算額が不足したことから、予備費から充用を行ったものです。

次に、主要な施策等説明資料の 164 ページになります。

9 款 5 項 1 目社会教育総務費の事業番号 9 番、社会教育施設整備事業の（1）、社会教育施設改修事業になります。シーサイドパークの案内看板の撤去工事です。内容につきましては、記載のとおりとなります。

同じページの事業番号 10 番、コミュニティ・スクール推進体制構築事業です。内容については、記載のとおりです。

次に、165 ページ、9 款 5 項 2 目公民館費の事業番号 1 番、公民館管理運営事業の（3）、公民館等改修事業になります。内容につきましては、記載のとおりです。

次に、178 ページ、9 款 6 項 2 目体育施設費の事業番号 1 番、体育施設管理運営事業の（3）、体

育施設改修事業です。内容につきましては、記載のとおりです。

次の（４）、体育施設備品購入事業です。内容につきましては、記載のとおりです。

次に、179 ページ、お願いします。

9 款 6 項 3 目 野外活動施設費の事業番号 2 番、野外活動施設整備事業の（２）、野外活動施設備品購入事業です。内容につきましては、記載のとおりです。

以上です。

1、委員長（山谷） 奥村図書館長。

1、図書館長（奥村） 決算書のほうの 178 ページから 179 ページをごらんになってください。

そこに 9 款 5 項 3 目 11 節 需用費につきまして、修繕料、予備費より充用ということで、10 万 3,000 円を予備費から充当しております。

これにつきましては、説明書のほうの 171 ページをごらんになってください。

事業番号 5 番、児童福祉会館整備事業、（１）、児童福祉会館改修事業につきまして、3 段目に児童福祉会館屋根改修事業があります。こちらのほうにつきましては、事業内容、事業費につきましては記載のとおりとなっております。

以上です。

1、委員長（山谷） 山岸学校給食センター所長。

1、学校給食センター所長（山岸） それでは、学校給食費につきまして説明をさせていただきます。

主要な施策の説明資料 180 ページ、181 ページをお願いいたします。

9 款 7 項 1 目 学校給食費、事業番号 2 番、学校給食施設維持補修事業であります。（１）の学校給食センター駐車場排水溝改修工事につきましては、駐車場の排水溝の劣化、腐食によりまして、給食の配送や給食資材の搬入の支障となるおそれがあることから、排水溝を改修したものであります。事業費及び成果については、記載のとおりとなっております。

181 ページの（２）番、学校給食センター厨房内連続炊飯システム取替工事と（３）、学校給食センター厨房内蒸気回転釜取替工事につきましては、既存の設備が 24 年以上使用しまして、老朽化によりまして、それぞれ設備を更新したものであります。事業費及び成果については、記載のとおりであります。

次に、事業番号 3 番、備品購入事業であります。（１）の学校給食用食器かご購入事業は、既存の食器かごの劣化によりまして、コーティングの剥がれ落ちによりまして、異物として混入するおそれがあることから、食器かごを更新したものであります。事業費及び成果については、記載のとおりとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

1、委員長（山谷） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。9 款教育費に対する質疑の発言を許します。

浜頭委員。

1、委員（浜頭） まずは、説明資料の 177 ページ、（２）の体育施設の整備と利用状況のところな

のですが、これは昨年の決算でも聞かれているのですが、ずっとあるので全施設は大変なので、真ん中辺、鉄道記念公園パークゴルフ場からずっと行きまして音調津パークゴルフ場についてお聞きするのですが、これ町内のパークゴルフ場は、どこも無料ということで、いつでも誰でも利用できて大変ありがたいのですが、逆に常駐の管理人もいないし、カウントもとっていないので、これ利用者を見ると、どうして利用者数2,917名とか、その下が3,089名とかいう1の位まではどうやって出したのかをお聞きします。

あと、音調津パークゴルフ場についてですが、前年と比較しますと、利用者が平成29年1,008名と載っているのですが、これ400名になっているので、大幅に減っているのですが、それに伴って委託料も95万400円から30年は62万6,400円になっているのですが、その理由をお聞きします。

あと2点目は、次のページめくっていただいて、178ページ一番下のほうですね。3目野外活動施設費で右に行って(1)、野外活動施設の利用状況のところなのですが、これ利用者が前年を見ますと1,497名とあるのですが、それが953名と減っているのですが、この中を見ると、特に小中学生の数が前年は688名とあるのですが、それがこれだと180名と大きく減っているのですが、その理由をお聞きします。

以上、2点ほどお聞きします。

1、委員長（山谷） 小川社会教育課長。

1、社会教育課長（小川） 昨年の決算でも質問をいただいたところでありまして、管理人がいない施設の利用者数を、なぜ細かく出せるのかということです。この4月から担当になりまして、各パークゴルフ場を時間の許す限り見てまいりまして、昨年までの利用者数と大幅に乖離しているなという実感がありまして、計算方法を変えて、実績に合わせて数字を直したところです。この際に、余りに数字が少なくなったものですから、そのことにびっくりしておりまして、数字を丸めたらどうかというありがたい意見をいただいていたのですが、失念いたしました。来年度の決算のときには、1の位まで出す意味というか根拠がありませんので、そのようにしてまいりたいと思います。

あと、音調津のパークゴルフ場についてですけれども、人数については同様の形です。今年に入りまして十数回見に行きましたけれども、私が見に行った時間帯でコースの利用者はおりません。なので、そういうところから、人数の積算について見直しをかけたところです。

あと、委託料の関係につきましては、町内会からの申し入れがありまして、緊急時等は自分たちで草を刈るので、通常時については回数を減らしていいよという申し出がありましたので、草刈りの回数を減らしたということです。利用者が減ったから委託料を減らしたということにはなりませんので、施設の維持管理ですので、そういうことになります。

それと、野外活動施設利用者数の関係ですけれども、ここ数年、利用者が1,000人程度で推移しておりまして、平成29年度だけが1,497人と多いことになっています。内容につきましては、旭川児童クラブというところがありまして、45人で12泊していただきました。この回数だけで540名の数字が出てきますので、平成29年度につきましては、例外的にこういう団体の利用があったということになります。

以上です。

1、委員長（山谷） 浜頭委員。

1、委員（浜頭） まず、2点目からです。2点目のほうは理解しました。旭川から45人が12泊もしてくれたということで、その年が多かったということで。

1点目のほうなのですけれども、ということは、今までの人数が違っていたと言ったらあれですけれども、ちゃんと計算していなかったというようなことにもなると思うのですけれども、ちゃんと計算したらこういう数字になったというのですかね。今までの数字がちょっと違っていたと正直に言ったのだからそうだと思いますけれども、ではこれから実数値に近い数字を目指していくのかなと思います。

あと、1点目のほうなのですが、ずっと10個ぐらい書いているのだけれども、昨年の決算書の書き方は、細かく分けているのですね。例として言いますが、ずっと分けていて、(3)、町民プールの利用状況、(4)、体育施設の整備何とか、(5)、パークゴルフ場の何とか、(6)、コミュニティグリーンパークの何とかと4つに分かれて書いていたものを1つにずらっと書いてしまって、私だけかもしれませんが、大変見づらいというのですか、定規がなければとても見られないというのですか、昨年の大変見やすかった書き方から、なぜ今年こうやってプールから野球、テニス、スキー、スケート、パークゴルフと一緒にしてしまったのかをちょっとお聞きします。

1、委員長（山谷） 小川社会教育課長。

1、社会教育課長（小川） まず、パークゴルフ場の関係なのですけれども、5月から10月までの6か月間、180日程度の運営をしております。実際、雨の日とかで利用しない日を考えると100日程度がいいところかなと思っておりまして、昨年まで1万人という数字を出していますので、100日で1万人利用するとなると、1日100人の利用がないと数字にならないのですね。私はパークゴルフしませんのでよくわからないのですけれども、町長杯のパークゴルフ、これが昨年度80数名だと思います。今年度70数名、大きな大会ではないかなと思いますので、では100人の大会が1日置きにないと行かない人数というのは妥当なのだろうか、それが駅前とシーサイドに2か所あるわけですから、毎日100人規模の大会がないと、その利用者数に届かないものですから、現実には現場に出向きまして何人利用しているのか、午前と午後と何回か確認した上で数字を出しました。その上で余りに数字が小さくなったものですから、その際に100人単位で丸めろと昨年ありがたい指摘を受けているのですけれども、そのことについて失念したということです。

それから、表をずらずらと並べたわけですが、私の感覚の中で、どこどここの整備及び利用状況ということで細かく分けてありまして、同じ施設なのに全部どうしてこれだけ分けるのだろうという素朴な考えから一覧表にしてみました。ただいま見づらいという指摘を受けましたので、来年度から前年度同様に表示することを検討したいと思います。

以上です。

1、委員長（山谷） いいですか。

次、前崎委員。

1、委員（前崎） 予算書の161ページ、教育費の事務局費の関係でありますけれども、この中で一般職員人件費、一般職の人件費の時間外手当414万590円ということで、昨年度が394万3,340

円ですから前年から見て約5%ほど増えております。この中で、とりわけ社会教育の部分で、4名の方が1,492時間、1人当たり平均373時間となっております。きのうも一般会計のほうで指摘をしたところですけれども、いわゆる労働衛生安全法の改正によって月45時間、年360時間という、そういった規定の中で360時間を平均で超えていますので、例えばこの中で360時間未満の方と360時間を超える方あるいは最高の時間外時数、それを押さえておりましたら、ご説明をいただきたいと思います。

それと、主要施策の部分でありますけれども、140ページに、これも以前に取り上げたことがありますけれども、学校教育推進補助事業の中で、いわゆる研修事業ですね。それぞれ学校名があつて、教員の参加者数、研修旅費がありますけれども、この140ページの表を見ますと、豊似小学校は2名で6万円で札幌ほかということで1人3万円になっていますけれども、前後の広尾小学校、広尾中学校については23名で14万9,160円、これも札幌市ほかになっていますけれども、1人当たり6,485円、広尾中学校の場合も11人で10万5,010円、岩見沢大会ほか、1人当たり9,546円ということで、例えば一般的に札幌近郊に研修する場合は、通常1泊2日で行かれた場合、1人当たりの旅費としては2万5,000円前後かなと思うのですけれども、そういった意味で、先ほど言った6,500円とか9,500円ですと、例えば帯広―札幌間の特急料金が1万2,000円前後しますから、これにも不足するというような中身なのですから、以前お聞きしましたら、総枠の予算の中で希望者が一定程度超えると案分をさせていただくというような形でありましたけれども、やっぱり教員が研修する場合、ゆとりを持って正規な旅費を支給すべきではないかなと思うのですけれども、この中身を見るだけではかなりの乖離という部分がありますが、その点についてご説明をいただきたいと思います。

それと、143ページの広尾高校生の生徒遠距離通学費助成の関係で、1年生から3年生まで13名の方が利用されているということで、基本的には4キロメートル以上の距離から通学する方への助成ということなのですから、この間、例えば日高管内ですとか大樹町とか、その以北の生徒さん、それぞれここ多分30年度あるいは29年度、何人程度おられるのか、これについてもご説明をいただきたいと思います。

あと、149ページなのですから、教育振興費の中の4番の教育・心理検査の導入ということで、ハイパーQ.Uという心理検査を30年度から導入しているということであります。「学級経営への活用が図られた」ということでありますけれども、この内容について、例えばこのハイパーQ.Uの心理検査をやった結果、どの程度まで公表できるかについては教育委員会の判断もあろうかと思うのですけれども、いわゆる学級経営にこういった活用といたしますか、そういった効果があるのか、この点についてご説明いただければと思います。

あと、154ページなのですから、教育推進団体の補助金の事業の中で、特に広尾町の中高一貫教育の部分でありますけれども、今までもこの中高一貫教育連絡協議会に一定程度の助成をしていますけれども、とりわけこの事業の中で、資格検定試験の補助ということで、これも以前取り上げて、現在は12項目の助成をしています。例えば、英語技能検定ですとか漢字能力検定、数学技能検定、簿記実務検定、ワープロ実務検定等々、12種類程度ありますけれども、過般、高校生との

懇談の中で、今、就職あるいは大学受験含めて、GTECとかTOEIC、TOEFL等々の、これについては同じ英語の検定でも補助対象外といいますか、そういった部分で、ぜひこれからの流れとしては、GTECとかTOEICとかそういったものをこの中に含めてほしいというような要望がございましたけれども、現時点でどのようになっているのか、その点についてもご説明をいただきたいと思います。

以上です。

1、委員長（山谷） 小川社会教育課長。

1、社会教育課長（小川） 時間外勤務手当の関係です。360 時間を超える職員が2人います。最大が520 時間です。理由につきましては、機構改革、スポーツ係と社会教育係が1つになりましてスポーツ係長、課長補佐が対応していましたが、この者の異動がありました。その分、業務の関係と、当然、昨年度につきましては150 年記念事業等がありまして、特に音楽に関係する部分で土曜日、日曜日等の開催が多く、これらに全員で当たると。それから、通常におきましても、体育の関係等を社会教育の係も覚えるために一緒に出ただとか、そういったことの複合的な要因になると思います。一応、今年度につきましては、各業務等の見直しを行いまして、時間数が減るようなことを今、進めておりますので、来年度について多少なりとも成果が出ると思っております。

以上です。

1、委員長（山谷） 山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） 前崎委員の質問にご説明をさせていただきます。

まず、2点目のほう、学校教育推進協議会のほうで教職員の研修に助成をしております。済みません、詳細な部分は、今、手持ちにはないのですが、ページのほうをさかのぼってもらいまして、十勝の教職員の研修センターに、町のほうからも負担金、教育研修センターの分担金を支払っております。こちらのほうの講習にも先生方、参加しておりまして、あと成果報告にも書いてあるのですが、研究サークル等の活動、やや公的な団体から外れた先生方の集まりのとき、そういった部分の共同研究にこちらのほうの旅費の支給を出しておりますので、札幌市以外には、また別な近隣の地区でも研修を行っております。申しわけありません、詳細については、ちょっと今、押さえておりませんので、これ以上の説明は差し控えたいと思います。

3点目の遠距離通学費の助成の内訳でございます。こちらのほうなのですが、30年度の助成金の内訳といたしまして、大樹町から2名、忠類から1名、えりもから2名という形になっております。あと残り町内、紋別、豊似から8名の方が助成金を受けられております。

続きまして、4点目の心理検査テストということで、ハイパーQUという形の名称になっているかと思います。こちらのほうなのですが、児童生徒に心理的な質問紙を配付いたしまして回答していただき、生徒の内面、自己肯定感、学級に対する満足度、不満足度、そういった部分を調査して、ハイパーという形でパソコンのほうで判定を下すような結果で、学校の担任の先生のほうには一覧表をお配りしております。こちらのほうの利活用といたしましては、学級経営ということで、あと、さらには、いじめ対策、未然防止ということで、こちらのほうの活用を図っております。

5点目なのですが、154 ページのほうですね、中高一貫の検定事業の関係でございます。

先ほど委員からもお話がありましたとおり、高校生のほうからも要望がございました。現在は、合格者には全額負担、不合格者には3分の1の助成ということで行っております。こちらのほうは、今まで進めてきた中では、やはりこちらの試験に対する生徒の意欲喚起ということで、今のところ合格の方は全額、不合格の方は3分の1助成しております。

さらに、高校のほうから要望がありましたGTEC、TOEFL等の英検の導入でございますが、前崎委員から質問をいただきまして、すぐに高校のほうに打診をしております。2020年度から大学受験に使用される可能性があるということで、高校のほうも検討に入っておりますけれども、英検では合格、不合格という形で合否がはっきりするわけですが、GTEC、TOEFL等は点数ということになっておりまして、そこら辺の基準がまだ定まっていないような状況でございます。

以上であります。

1、委員長（山谷） 前崎委員。

1、委員（前崎） 1つ、時間外勤務の関係でありますけれども、実は、けさの道新ですね、標津町の24歳の若い職員が、多分、時間外労働の過労による自殺ではないかということが報道されておりました。内容を見ると残業時間も月45時間から50時間ということでありますけれども、ただ、出退勤時間を見ると100時間から120時間ということで、実際、時間外勤務命令簿の倍以上、いわゆる隠れ残業みたいな形でいたのではないかとということで、今、いろんな形で、この働き方改革というのが見直しされておりますけれども、きのうも申し上げましたけれども、いわゆる150年事業ですとか、教育委員会にあってはコミュニティ・スクール、そういったものが特に昨年度は繁忙を極めたというふうには思いますけれども、ただ、150年事業にしてもコミュニティ・スクールの問題にしても、計画段階で、前年度あるいは前々年度にそういった人員配置とか仕事のボリューム、それは当然把握できるわけでありますから、そういった意味では、前年度にそういったボリュームを把握しながら、町部局と職員の適正配置にかけて協議するという形で、一部の特定の係が時間外等の過重にならないような、そういった配慮、協議が必要かと思っておりますけれども、その点についてお答えをいただきたいと思っております。

それから、教職員の研修について、研究サークルということで、確かに一部は自主的な部分はありますけれども、これは以前からなのですけれども、やっぱりどうしても研修に札幌まで行きたいといっても、予算配分の関係で、実は半額で我慢してくださいとか、そういった実態も以前からずっとあるのです。やっぱり教職員の研修というのは、これを保障して、子どもたちの学力、生活向上に寄与しなければならないと思いますので、この部分では、当然、一定の制限、財政上の問題があったりしてもある程度、できれば全額なのですけれども、それに近い形でやっぱり財源の確保、こういったものが必要でありますし、そのことによって教職員の研修に伴う向上を図るということが必要かと思うのですけれども、その点についてもお答えをいただきたいと思っております。

1、委員長（山谷） 休憩します。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） 前崎委員の質問にご説明をさせていただきます。

学校教育推進協議会での教職員の研修旅費の部分であります、今後、実態を把握し、できる部分からしっかりと見直しを検討してまいりたいと思います。私どもも研修の大切さは十分認識しております。

1、委員長（山谷） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 私から時間外の関係についてお話をさせていただきたいというふうに思います。

まずもって、年間 500 時間を超えるような時間外をさせた、職場を預かる者として、非常に申しわけなかったなというふうにおわびを申し上げたいと思います。

一昨日も教職員の働き方改革の一般質問をお受けいたしましたけれども、町職員にはそういうアクション・プランというのは策定しておりませんけれども、今後、労働安全法に基づいて適切な職場環境に努めたいというふうに思います。

また、けさ、前崎委員のお話の中にありましたけれども、標津町の職員の自殺、肉体的にも精神的にも追い詰められるような、そういう職場づくりは絶対するべきではないなというふうに思っております。

また、ちょっと生意気なことを申し上げさせていただきたいというふうに思いますけれども、150 年事業の全体像、私も示されたときには外野にございましたけれども、内容を見たときに実際に教育委員会、大丈夫かなというふうに思っておりました。事前に議会にもこの事業についてご説明があったというふうに記憶をしておりますけれども、そういう中で、議会としても、生意気なことを言うようではけれども、ご助言等があればよろしかったのかなというふうに思います。大変申しわけございませんでした。

1、委員長（山谷） ほかに。

小田委員。

1、委員（小田） 浜頭委員のほうからのパークゴルフ場のことについて関連でお聞かせいただきたいと思います。

まず、このことについては、私も何回かシーサイドパークのパークゴルフ場の整備等については質問してきたような記憶ありますけれども、5か所の委託業者の件数、何社ぐらいでこれを消化しているのか、まずそのことについて、ちょっと確認させていただきたいと思います。

1、委員長（山谷） 小川社会教育課長。

1、社会教育課長（小川） 委託については、入札を行いまして4社で行っております。

1、委員長（山谷） 小田委員。

1、委員（小田） 4社ということは、見積もりも面積もそれぞれ違うと思うのですが、ここで私がちょっと確認したいのは、例年、パークゴルフ場は4社でやっていると、その業者の管理

の例えば草刈りですとかその後の始末ということで、かなり差がつくのではないかということで、今、聞いたところなのですが。

それというのも、例年、ずっと私もパークをやっていますけれども、シーサイドは、このごろすごく管理が、いろんな不平不満が聞かれませんか。あと、駅前の方、そこも余り聞きませんが、ただ、野塚の方については、今年なんかはもうすごく雑で、とてもではないがパークをやるような環境ではないというようなことも聞きますので。

ただ、広尾は、今、無料で町のほうで約2,000万円近いお金をかけて整備をして、健康増進のためにということでやっておりますから、このことについて、せっかくそれだけのお金をかけて整備した金が死に金にならないように、やっぱり皆さんが来ても、ほかから来ても、ここのコースおもしろかったねというようなことでなければ、もうこんなところでパークなんかやるような場所でないということになれば、これ無駄なことを一生懸命やって何しにということになりかねないし、ただ、業者もやっぱり今、4社で5か所を受け持ってやっていけば、それはそれなりに、やっぱり整備費の仕事が消化するというので、仕事にありつけるということは言えるわけでして、どうですか、その辺、建設水道課長から教育委員会にかわったばかりの課長さんにはちょっと酷かもしれませんが、その辺そういうような不満とか、もうちょっと整備してもらわなかったら、こんなの業者何だというようなことが耳に入ってくるかどうかも含めて、再度ちょっとお聞かせください。

これ、ろくすっぽ、パークもプロの協会の人が行って、こんなのパークやっている場所でないということになると、ほかから来たって、特に野塚のパークがということは聞いていますから、それは、そういうところに金、そんなもの何ぼでも湯水のようにお金が余っているのならどんどんこれ使ってもいいけれども、ただ、パークもやれないような整備の仕方のところに大枚のお金を、税金使って、町税でやるようなことではどうなのかなということで、あえて私、今ちょっと聞かせてもらいたいと思う。その点、業者への指導が悪いのか、担当の業者が私がこういう仕事をやっているというようなことになっているのか、その辺ちょっと責任の所在のあれを聞かせてもらえればと思います。

1、委員長（山谷） 小川社会教育課長。

1、社会教育課長（小川） 最初に訂正します。4社と言いましたけれども、実際、3社で行っております。

パークゴルフ場の草刈りの関係、苦情等が入るときがあります。昨年度の分について詳しくわかりませんが、例えば今年度を例に出して言えば、皆さんもご承知おきのとおり、毎週金曜日のたび雨が降って、草刈りの実施自体が木曜日、金曜日に実施している業者が多いものですから、そういった部分で苦情が入ったのはあります。その時点では、雨が降っていてもできる部分はあるだろうしということで、やってもらうように指導しています。

特にご指摘のあった野塚の部分についてですが、豊似のパークゴルフ場と同じ会社が今、維持管理をしております。草刈りの回数等、積算における回数の結果も同じでありまして、豊似からは、そういう苦情を聞いたことはありませんので、場所が違ってやり方が変わるということもないのだらうと思います。たまたま今年度の例で言えば、そういった天候に左右された面があり

ますので、昨年度においても似たようなことはあったのではないかなと思っています。

責任の所在云々ということでございますけれども、全て担当課であります私でありますので、私から指導なりなんなりしていきたいと思います。

ただ、この4月に担当になりまして、各施設の安全点検ということで私が回りました。豊似のパークゴルフ場は自分も回ったことがあるのですが、野塚についてはコースを歩いたことがありませんでしたので、一通り歩いてみたこともあります。それから、違った指摘を受けまして、やはり野塚のパークゴルフ場を歩いております。自分が歩いた結果では、これではパークゴルフができないというようなことはなかったと思いますし、ただ、パークゴルフの球の直径を考えますと、草丈で1センチ、2センチの話のことかなと思っていますので、今年度に関して言えば天候が大きかったとは思いますが、担当として指導してまいりたいと思います。

以上です。

1、委員長（山谷） 小田委員。

1、委員（小田） 指導していきますということですが、よろしく業者の指導監督をしていただきたいと思います。

それで、豊似と野塚の整備する業者が同じだということで、豊似のほうについては、ほとんどそういう今まで苦情とか、どうだこうだということは聞かないということですが、同じ業者だとすれば、例えばパークゴルフ場は、草を刈れば、必ずそこには草のあれが残るのです。同じ業者にしては、もう草刈った後は全然、刈った後は集めて、機械が悪いのか機械がよくないのかどうなのかわかりませんが、基本的なそういうことが全然なっていないとかというのも聞いていますから、その点、課長になった、こっちに移ったばかりですから言われてみればそうかなと思うかもしれませんが、ちょっとできるだけ現場を回ってもらって、そして、これならいいのではないかなという確認をとれるような体制を今後、しいていただくようお願いして質問を終わらせてもらいます。よく業者に監督指導してやっていただきたいと思います。

終わります。

1、委員長（山谷） ほかに。

小田委員。

1、委員（小田） 資料の142ページの一番上に、西海市の姉妹都市との交流振興会に対する交付金が115万7,000円ありますが、これは私がしつこく言っている子ども農山漁村ホームステイのこととかなり似ているので比較されるのですが、この金額について、そして、これ一般財源でこの金額でやっているのはわかるけれども、これにあと自己負担がどのくらいなのか。

そして、あと例えば、ホームステイと同じように委託料の一部、一部はここにはないからないのだろうけれども、ないという確認ですね。

あと、これにかかわっては、職員がヘルプするという部分だけですねという確認を1回させてください。

1、委員長（山谷） 山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） 小田委員の質問に説明をさせていただきます。

こちらのほう、町の交付金 115 万 7,000 円を支出しているわけですが、児童 10 名、1 人当たり自己負担は 2 万 7,000 円をいただいております。

こちらのほうの企画運営は、西海市と広尾町で協力しながら行っておりますので、委託料はございません。

職員の派遣なのですが、学校側から管理職と一般教職員 1 名ずつ 2 名、それと教育委員会から 1 名の 3 名が引率で行っております。こちらの町の交付金のほとんどの内容は、飛行機代となっております。まして、平成 30 年度は 1 人当たり 9 万 6,000 円の飛行機代となっております。

1、委員長（山谷） 小田委員。

1、委員（小田） 最後に 1 つ、この 2 万 7,000 円という金額ですけれども、これは何か目安というか何の何割というような一つの、こういうことで町全体として規定というのはないだろうけれども、その目安の割合とか、そういうのはあるのかないのか、そしてこれは以前からもこの金額で来ているのか、その確認をお願いします。

1、委員長（山谷） 山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） 先ほど説明の中でも触れさせていただきましたけれども、飛行機代が 9 万 6,000 円ということで、3 分の 1 程度の負担をいただいております。きっちりとした規定はございませんけれども、以前からそういう形で続けております。

1、委員長（山谷） ほかに。

旗手委員。

1、委員（旗手） 説明資料の 150 ページ、就学援助、小学校と、それから 154 ページ、中学校費の受給率が何%なのかを説明していただきたいと思います。

それと、入学準備金は、入学前に支給されるようになっておりますが、何月に支給を、実際、準備金が親御さんの手に渡っているのか、その時期を教えてください。

1、委員長（山谷） 山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） 旗手委員の質問にご説明をさせていただきます。

受給率なのですが、小学校のほうは 15.2%、中学校のほうは 21.9%、全体的で 17.7%の認定率となっております。

入学準備金は、30 年度から開始をいたしまして、4 月中には保護者のほうに支給をしております。

1、委員長（山谷） 旗手委員。

1、委員（旗手） 入学準備金は、今、4 月中にということでしたね、支給していると。入学準備金は、入学のための買い物が必要になりますので、もっと早い時期に、お金の要る時期に親御さんの手に渡るようにということで、これまで話をしてきたと思うのですが、そうならないのかどうか、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

1、委員長（山谷） 暫時休憩します。

午後 1 時 17 分 休憩

午後 1 時 18 分 再開

再開します。

休憩します。

午後 1時18分 休憩

午後 1時35分 再開

再開します。

山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） 先ほどの私の説明なのですが、大変申しわけありませんけれども、訂正をさせていただきます。

入学準備金なのですが、31年度分の入学準備金を31年2月28日に支給しております。4月支給は誤りでした。申しわけありません。

1、委員長（山谷） 旗手委員。

1、委員（旗手） 入学準備金は、2月のうちに支給しているということですから、入学準備のために、そのお金を使うことができるということだと思います。ただ、そうなったときに2月から、3月生まれの子どもさんも4月入学になりますよね。そういうときに生活保護費の1.5倍とか1.7倍とかと計算するときに、2月に支給するとすると、その前に申し込みをとると思うのですが、入学する子どもの年齢は5歳で見ているのか、それとも4月入学するときは6歳だからということで6歳で計算をしているのか、どちらなのかを説明していただきたいと思うのです。5歳と6歳で生活保護基準の金額が変わってきますので、そのことによってもらえる率が上がったり下がったりしている町村もあるというふうに聞きましたので、確認をさせていただきたいと思います。

1、委員長（山谷） 山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） 旗手委員さんの質問の内容につきましては、低所得者の収入の対象者の関係の方の収入対象、それはちょっと別な観点で説明させていただきたいのですが、まだ確定申告なりそういう形が終わっていないということで、本来であれば31年度の就学援助の支給というのは30年度の所得が確定してからということなのですが、入学準備金は、30年度中に支給をするものですから、29年度の所得要件を参考にして、そちらで判断をさせていただいております。そういうことになりますと、5歳という形になろうかと思います。3月生まれの方、誕生日が来られていない方は、その前の生活保護の基準のほうで対象になると思います。ちょっとそちらのほう、はっきり確認はしていなかったのですが、所得の要件としては、確定申告が済んでいないものですから、その前の年の収入要件で、こちらのほうを算定しております。

以上です。

1、委員長（山谷） 旗手委員。

1、委員（旗手） 所得は、確かに決まるのはそうだと思うのですが、生活保護基準を計算するときには、家族が何人、何歳の人がどういう家族構成でという、その計算式もあると思うのですよ。

それが5歳と6歳ではカウントの仕方が変わってきますので、5歳で見られたほうがもらえる金額が少なくなると、そういうことで実際に受給率が下がっている町村もあるというふうに聞いたものですから、そこのところが実際どちらでというよりも、本来は4月の時点で入学をするための準備金ですから6歳にみんななっていると思うのですが、前倒して支給するということをやったために、例えば2月に支給されるのであれば、申込書のその子どもの年齢が1つ若くカウントされることで生活保護基準そのもののベースが変わってくるのではないかと思います。その辺についてはどうでしょう。

1、委員長（山谷） 山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） 先ほど収入の要件のほうで説明をさせていただいたのですけれども、あくまでも小学校入学時ということでありますので、そちらのほうは小学校入学時の年齢で算定させていただきます。

1、委員長（山谷） 旗手委員。

1、委員（旗手） 入学する子については、6歳で計算されるというふうに判断してよろしいでしょうか。

1、委員長（山谷） 山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） 入学準備金ですので、そのような形になると思います。

1、委員長（山谷） ほかに。

浜野委員。

1、委員（浜野） 1点だけお聞きいたします。

キャンプ場の件ですけれども、施設の補修、修繕等が数字的に少ないように思います。それで、今後この野外活動施設、キャンプ場ですけれども、芝とかそういうのはきれいに管理されてきれいですけれども、施設的に、これから今後、キャンプ場の使用の考え方といいますか、そこを1点お聞きいたします。

1、委員長（山谷） 小川社会教育課長。

1、社会教育課長（小川） キャンプ場の補修と修繕費の関係ですけれども、総務常任委員会の所管事務調査でお答えしているとおり、キャンプ場については将来的にどうするのかという、それを考えなければいけない時期に来ている、そういう報告をさせていただきました。現時点で、その後の進展がない状況ですので、補修費をもって来年も営業を続けるのか、大々的にやるのか、やめるのか、そういった方向を考えなければいけないときに来ているという原課としての判断でございます。

1、委員長（山谷） 次、北藤委員。

1、委員（北藤） 143 ページのスクールバス運行事業ということで、ちょっと1点質問させていただきます。

このスクールバスは、豊似中学校が統合になって紋別路線、東豊似路線と子どもを乗車させて広尾まで登校させるということなのですから、このスクールバスに一般の人は乗車できないのでしょうか、その辺。

1、委員長（山谷） 山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） こちらのスクールバスのほうに、運行に支障のない限り一般の方を乗せるという規則を作成しておりますけれども、近年そういった実績はございません。

以上です。

1、委員長（山谷） 北藤委員。

1、委員（北藤） 乗せられるということなのでしょうけれども、これが一般市民に詳細的に町便りなりなんなりに出されていないのではないかと思います。

それと、それに関連して、「広尾高校存続に向けた対策協議」とありますけれども、広尾高校も乗車できるようなことに取り組んでいるのかどうか、その辺ちょっと。

1、委員長（山谷） 山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） こちらのほうの規則で、高齢者 65 歳以上を乗せるという形で規則のほうを作成しております。今、委員からご指摘のあった周知の部分、こちらのほう、もう少し大々的に周知のほうに取り組んでまいりたいと思います。

高校存続という形で委員のほうから高校生をスクールバスにということで今お話があったかと思っています。現在、音調津線のほうには、高校生を乗車させております。現在、野塚・豊似方面にしましては、十勝バスの定期代の補助という形でしております。

政策的なことですので、私の説明は以上であります。

1、委員長（山谷） 北藤委員。

1、委員（北藤） 今、説明がございましたけれども、十勝バスを利用すると言われても、やはり農村地帯は、7キロ、8キロ、十勝バスの乗り場までかかるのです。それで、やはりせっかく豊似中学校が廃校になって、子どもを紋別路線と東豊似路線を集めるのであれば、そこに高校生も乗車できるようなスタイルを持っていくべきではないかと思うのです。それで広尾高校に入る生徒も増えると思うのですよ。やっぱりそういうところをきちっと教育関係者は頭を絞ってやっていただきたいというふうに思うので、これからよろしく頼みます。

1、委員長（山谷） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） この件に関しては以前に一般質問もいただいたところでありまして、現行の運行体制では、ちょっと今、難しいかなというふうには考えております。そこで、やれるところからやろうということで、現在は、部活動に関しまして、土日あるいは夏休み、冬休み、これには中学生も部活をやっておりますので、その際に高校生も今、乗車させているというような状況でございます。

それと、通常時の登下校の高校生の関係でございますけれども、今、内部でどうやったらできるのかということも視野に入れながら検討させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

1、委員長（山谷） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号9、10 款災害復旧費から 12 款予備費までを審査します。決算書は 192 ページから 195 ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

白石総務課長。

1、総務課長（白石） 決算書の 192 ページ、193 ページをお願いいたします。

11 款 1 項 2 目利子の 23 節償還金利子及び割引料につきまして、不用額が発生しております。理由としましては、利率確定による不用額であります。

以上であります。

1、委員長（山谷） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。10 款災害復旧費から 12 款予備費までに対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号 10、一般会計の歳入について審査します。決算書は 16 ページから 51 ページ、主要施策等説明資料は 5 ページから 10 ページです。

町税徴収実績及び各節において 50 万円以上の収入未済額について、特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 町税の収納実績についてでございます。

主要な施策等説明資料の 8 ページをお願いします。

第 7 表、町税徴収実績表でございます。8 ページから 10 ページにわたっております。

まず、8 ページでございます。

一般会計の税目分、国保税分を合わせた合計額の行、町税計というのが一番下にございますけれども、こちらのほうで説明させていただきます。

町税計のところでありまして、調定額、収納額、未納額につきましては記載のとおりでございます。収納率を申し上げます。収納率につきましては、昨年比 0.3% 増の 99.1% となっております。

次に、9 ページの滞納繰越分であります。

ここも一番下の町税計の行をごらんいただきたいと思います。こちら調定額、収納額、未納額については、記載のとおりであります。収納率につきましては、3.4 ポイント増の 13.7% となっております。

続いて、10 ページをごらんいただきたいと思います。

現年度分と滞納繰越分を合わせた合計の表になります。下から 3 行目の町税計のところでございます。調定額 12 億 8,355 万 6,732 円に対し、収納額は 11 億 5,863 万 6,354 円でございます。未納額は 1 億 2,160 万 5,040 円です。収納率でございますが、90.3%、前年比 0.9 ポイント増となっております。

次に、不納欠損の関係でございます。

税の徴収につきましては、100%を目指していますけれども、どうしても徴収困難なものにつきましては、法令に照らし合わせて不納欠損処分を行っております。不納欠損につきましては、表の中ほどにございます不納欠損額というところであります。ここからも3行目のところに一般会計、国保会計と合わせた不納欠損額が金額331万5,338円ということになってございます。

最後になります。延滞金の関係でございます。延滞金につきましては、右の表のほうにございます下から3行目の延滞金の収納額をごらんいただきたいと思います。1万5,036円の収納額となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、委員長（山谷） 山岸学校給食センター所長。

1、学校給食センター所長（山岸） それでは、節における50万円以上の収入未済額について説明をいたします。

決算書の22ページ、23ページをお願いいたします。

11款1項4目1節学校給食費負担金の収入未済額は、53万5,280円となっております。収納率は98.29%、未納者数は7世帯となっております。

次に、同目2節の過年度給食費負担金の収入未済額は54万640円で収納率は41.46%、未納者数は4世帯となっております。この数値につきましては、主要な施策の説明資料180ページの事業番号1番、学校給食事業の（3）、平成30年度の学校給食費収納状況でも記載しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

1、委員長（山谷） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 決算書の46ページと47ページをお開き願います。

19款5項2目5節の雑入になります。収入未済額143万4,000円のうち137万8,000円の未済額があります。内訳につきましては、過年度起業家等支援事業補助金返還金が124万円、同補助金の違約加算金が13万8,000円となっております。

これに伴います30年度の収入につきましては、49ページをお開き願います。中段ほどにあります過年度起業家等支援事業補助金返還金としまして、58万円が収入としてあったところであります。

以上であります。

1、委員長（山谷） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。1款町税から20款町債までに対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号11、認定第2号 平成30年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は196ページから208ページ、主要施策等説明資料は182ページから183ページです。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号 12、認定第 3 号 平成 30 年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は 209 ページから 221 ページ、主要施策等説明資料は 184 ページから 185 ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

前田建設水道課長。

1、建設水道課長（前田） 主要な施策等説明資料の 184 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目維持管理費の事業番号 1、給水事業の（2）、収納状況につきましては、水道使用料の現年度分と過年度分を合わせた収納額は 4,546 万 8,822 円で、収納率は 99.6%となりました。

次に、（3）、維持管理事業についてです。簡易水道計装機整備委託業務から簡易水道浄水場草刈委託業務につきましては、簡易水道施設の機器の点検整備、草刈りと草の処分を行い、取水の安定を確保したものです。業務内容及び事業費につきましては、記載のとおりです。

185 ページをお願いします。

量水器取替工事につきましては、計量法に基づき量水器の取替工事を実施したものです。豊似第 2 配水池テレメーター機器更新工事につきましては、配水池の計装機器を更新したものです。音調津水源地取水設備改良工事につきましては、水源地取水設備機器の改良工事を行ったものです。豊似浄水場ろ過砂取替工事と野塚浄水場ろ過砂取替工事につきましては、砂ろ過池の砂を取りかえて浄水能力の回復を図ったものです。業務や工事の内容と事業費につきましては、記載のとおりです。

以上でございます。

1、委員長（山谷） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号 13、認定第 4 号 平成 30 年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は 222 ページから 238 ページ、主要施策等説明資料は 186 ページから 189 ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

前田建設水道課長。

1、建設水道課長（前田） 決算書の 227 ページ、228 ページをお願いします。

歳入の 2 款 1 項 1 目下水道使用料、1 節下水道使用料の収入未済額 91 万 9,629 円につきましては、123 件が未納となったものであります。

次に、主要な施策等説明資料の 186 ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目公共下水道事業費の事業番号 1、国庫補助事業についてです。広尾町公共下水道ストックマネジメント修繕・改築計画策定委託業務については、処理場・管きょ施設に関してリスク評価を踏まえ、明確かつ具体的な施設管理目標及び長期的な改築シナリオを設定して、修繕・改築計画を策定したものです。

次に、187 ページ、広尾下水終末処理場機器長寿命化工事を実施し、国庫補助を活用して老朽化

した電気設備の計画的な更新を行ったものです。工事概要及び工事請負費につきましては、記載のとおりです。

次に、事業番号 2、町単独事業についてです。錦通排水調査設計委託業務は、破損した錦通の側溝排水の流末吐水口を改修し、整備するための調査設計を行ったものです。

公共汚水ます設置工事につきましては、新築住宅の水洗化のため、公共汚水ますを新たに設置したものです。工事概要及び工事請負費は、記載のとおりです。

次に、188 ページの下段の表です。2 目個別排水処理事業費の事業番号 1、町単独事業の（2）、広尾町個別排水処理事業についてですが、個別排水処理施設の整備につきましては、新設 2 件の実績となりました。工事概要及び工事請負費につきましては、記載のとおりです。

以上でございます。

1、委員長（山谷） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号 14、認定第 5 号 平成 30 年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は 239 ページから 265 ページ、主要施策等説明資料は 190 ページから 193 ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 決算書の 258 ページ、259 ページをお願いいたします。

2 款 4 項 1 目出産育児一時金でございます。このページの上から 8 段目でございます。19 節負担金補助及び交付金でございます。84 万円の不用額が生じております。これにつきましては、当初見込んでいた人数が出生実数を下回ったため、不用額が生じました。当初 10 人分を計上しておりましたが、実績では 8 人となったため、2 人分が不用額となったものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

1、委員長（山谷） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号 15、認定第 6 号 平成 30 年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は 266 ページから 288 ページ、主要施策等説明資料は 194 ページから 203 ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 決算書の 271 ページ、272 ページをごらんください。

歳入であります。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者介護保険料についてです。1 節現年度分としまして、51 万 5,400 円の未収が生じました。未収件数につきましては 20 件で、収納率は 99.58%となりました。

次に、2 節滞納繰越分としまして、未収額が 234 万 9,950 円となりました。未収件数につきましては 31 件で、収納率につきましては 11.6%となりました。現年度分と滞納繰越金の合計額 286 万 5,350 円を令和元年度に繰り越すことになりました。収納率につきましては、97.73%です。今後も引き続き、滞納者に対し計画的な納付を促し、未収の回収に努めます。

次に、歳出であります。

決算書 281 ページ、282 ページをごらんください。

2 款 1 項 1 目介護サービス保険給付費、19 節負担金補助及び交付金におきまして 1,463 万 6,847 円の不用額が生じました。介護サービスの保険給付費につきましては、総体のサービス量を見込み、推計の上、予算計上しておりますが、保険給付費の確定により不用額が生じたものであります。

同じページです。2 款 2 項 1 目高額介護サービス等費、19 節負担金補助及び交付金におきまして、68 万 7,287 円の不用額が生じました。こちらにつきましても、保険給付費の確定によるものであります。

次に、287 ページ、288 ページをごらんください。

4 款 2 項 2 目任意事業費、20 節扶助費におきまして、50 万 846 円の不用額が生じました。給付費及び助成の確定によるものであります。

次に、主要な施策等を説明します。説明資料をご用意ください。

資料の 196 ページをごらんください。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス保険給付費、事業番号 1 番、介護サービス保険給付事業についてです。保険給付費の総額につきましては、下段右側の表、表のタイトル(3)、その他分サービス集計の最下段、保険給付費合計①+②の欄のとおりで、対前年比 3,012 万 2,423 円の増となりました。保険給付費の増加につきましては、居宅介護サービスにおいて、平成 30 年 10 月から新たに(看護)小規模多機能型居宅介護サービスを開始したことが主な要因となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

1、委員長(山谷) 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号 16、認定第 7 号 平成 30 年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は 289 ページから 305 ページ、主要施策等説明資料は 204 ページから 207 ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

金石特別養護老人ホーム所長。

1、特別養護老人ホーム所長(金石) それでは、決算書 298 ページ、299 ページをお願いいたし

ます。

1 款 1 項 1 目特別養護老人ホーム事業費となります。7 節賃金に 55 万 2,144 円の不用額を生じております。これは臨時介護員、臨時の調理員、2 月、3 月の賃金確定によるものでございます。

同ページになります。同じく 11 節需用費に 305 万 8,838 円の不用額を生じております。主な内訳は、燃料費、光熱水費となっております。

以上で、説明を終わります。

1、委員長（山谷） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号 17、認定第 8 号 平成 30 年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は 306 ページから 318 ページ、主要施策等説明資料は 208 ページです。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号 18、認定第 9 号 平成 30 年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを審査します。病院事業会計決算書をごらんください。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、平成 30 年度の国民健康保険病院事業の決算書について説明をいたします。

決算書の 2 ページ目、3 ページ目をお願いいたします。

初めに、（1）の収益的収入及び支出の上段の表の収入についてであります。

第 1 款の病院事業収益の決算額につきましては、医業収益及び医業外収益合わせまして 9 億 3,454 万 6,472 円であります。

次に、下段の表、支出についてであります。第 1 款病院事業費用の決算額につきましては、医業費用及び医業外費用合わせまして 7 億 8,744 万 1,142 円となりました。予算に対する不用額は 1 億 1,723 万 858 円でありまして、この不用額につきましては、広尾町国民健康保険病院が地方独立行政法人へ移行するに当たり、繰越欠損金を解消するため、予備費に町からの負担金を増額補正したことによる不用額の増加が主なものであります。

次に、4 ページ、5 ページをお願いいたします。

（2）の資本的収入及び支出の上段の表、収入についてであります。第 1 款資本的収入の決算額につきましては、一般会計負担金と補助金、企業債合わせまして 1 億 9,373 万 6,132 円となりました。

次に、下段の表の支出であります。第 1 款の資本的支出の決算額につきましては、企業債償還

金及び建設改良費合わせまして、収入と同額の1億9,373万6,132円となりました。

次に、6ページをお願いいたします。

2の財務諸表であります。

(1)の損益計算書であります。金額につきましては、ここから消費税抜きとなっております。以降の説明につきましては、全て消費税抜きで説明をいたします。

損益計算書の1、医業収益から2の医業費用を差し引いた2億6,137万532円が営業損失となりました。この営業損失に3の医業外収益を加え、4の医業外費用を差し引いた額1億4,614万5,130円が経常利益となり、5の特別利益、6の特別損失はありませんので、同額の1億4,614万5,130円が当年度の純利益となったものであります。

次に、7ページの表をお願いいたします。

A3の表でありますけれども、2の病院事業剰余金計算書であります。表の中段から下に記載しております当年度変動額について説明をさせていただきます。

資本金のうち自己資本金については、前年度末から変動がありません。

次に、剰余金であります。表の右側から3列目、未処分利益剰余金の欄、前年度末の未処理欠損金が1億1,896万9,295円に対しまして、当年度におきましては、先ほど説明をいたしました純利益が1億4,614万5,130円となったことから、当年度末の未処理剰余金につきましては、差し引き2,717万5,835円となりました。自己資本金と合わせた資本の合計につきましては、右側の一番下の欄、5,945万9,986円となったものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

剰余金処理計算書であります。ただいま申し上げましたとおり、当年度末の残高につきましては2,717万5,835円となりまして、繰越未処理剰余金とするものであります。

次に、9ページ、10ページをお願いいたします。

貸借対照表であります。

初めに、9ページの資産の部についてであります。

1の固定資産の合計は5億8,960万3,750円、2の流動資産の合計1億6,651万245円を合わせた資産の合計は、7億5,611万3,995円となりました。

隣の10ページの表であります。

上段から負債の部であります。

3の固定負債につきましては、(1)の長期企業債のみで1億5,476万6,259円となり、これに4の流動負債の合計1億1,671円と5の繰延収益の合計4億4,188万6,079円を合わせた負債の合計は、6億9,665万4,009円となりました。

次に、11ページをお願いいたします。

資本の部であります。

6の資本の合計につきましては、3,228万4,151円で、これに7の剰余金の合計2,717万5,835円を合わせた資本の合計は、5,945万9,986円となりました。

したがって、負債、資本の合計は、一番下の欄であります。7億5,611万3,995円となり、

9 ページの資産の合計と同額となるものであります。

最後に、12 ページであります。

キャッシュ・フローの計算書であります。キャッシュ・フロー計算書の対象となっている資金の範囲につきましては、貸借対照表におけます現金預金と同範囲となっております。12 ページの一番下の資金期末残高と、9 ページの下から5行目の現金預金と同額の9,485万3,155円となるものであります。

説明は、以上であります。よろしくお願いいたします。

1、委員長（山谷） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

前崎委員。

1、委員（前崎） 決算書の26 ページでありますけれども、9 節の燃料費の関係であります。今、町立病院の特に高齢者、乗用車に乗っていない方々に対するサービス事業ということで、患者送迎バスが町内、市街地含めて地方も走行しておりますけれども、この中で、広尾市街地については、当日の朝8時までには町立病院のほうに電話いただければ自宅の前に迎えに行くという形をとられて、非常に喜ばれておりますけれども、いわゆる郡部ですね、音調津・野塚・豊似方面、これらについては、以前は週3回、定時でお迎えに行っているということなのではございますけれども、現状で例えば広尾市街地も従来どおりか、それとも郡部についても、今、実態としてどういう形で送迎されているのか、それについてご説明いただきたいと思います。

1、委員長（山谷） 暫時休憩します。

午後 2時16分 休憩

午後 2時17分 再開

再開します。

田中副町長。

1、副町長（田中） 済みません、お時間をとらせて申しわけないです。

今の病院のバスの送迎の関係でありますけれども、今年度につきましては、豊似、野塚、音調津、全て同じですけれども、毎週月曜日、火曜日、木曜日と第1、第3、第5の水曜日、これについて、迎えについては指定場所がありますので指定場所に、帰りについては自宅のほうまで送っているという状況でございます。

1、委員長（山谷） 前崎委員。

1、委員（前崎） 実は、このバスの患者送迎利用者については、今までも何回かこの決算委員会でお聞きしておりますけれども、例えば全体の利用者数についても、平成20年度では6,100人、23年度では4,011人、25年度が3,617人、28年度が3,299人で、30年度では、これが2,913人という形で、年々減少はしてきております。ただ、特に今、言った郡部については、月、火、木ですから3回の月15回から16回、郡部のほうに毎月回られているということだと思っておりますけれども、

市街地については、今、言ったように電話をいただいたら、そちらの自宅まで迎えに行くということで時間のロスもないし、言ってみれば有効的な送迎方法だと思うのですけれども、ただ、前にもらった資料では、豊似と音調津しか入っていないのですけれども、これ例えば音調津だけちょっとピックアップしてみますと、年間の利用者、音調津地域、平成 23 年度 436 人、25 年度が 218 人、28 年度が 53 人、29 年度が 49 人、30 年度は 31 人ということなのです。当然、人口減少とかそういった部分では利用者が減っておりますけれども、とりわけ 30 年度に関していけば、月々の利用者も資料としていただいているのですけれども、2 月は 1 人しか利用していないのです。月 2 人が利用した月も 8 か月あります。ですから、この 9 か月間というのが 1 人か 2 人しか利用していないのですね。あとの月も 4 人とか 5 人なのです。ということは、月 15 回迎えに行って 1 人しか利用していない。15 分の 1 もしくは 15 分の 2 ですよ。

野塚も多分、資料としては出ていないのですけれども、公民館かどこかが待っている場所だと思うのです。例えば、こういう事例があるのですけれども、野塚の公営住宅、市街地ではない奥のほうですね。その方は足が悪くて病院にかかりにくいということで、ところが野塚の市街地まで歩いていくのが大変だと、要するに戻るわけですね、広尾からすれば。結果的に野塚の公営住宅までタクシーを呼んで病院に行っているといった事例もお聞きしているのですけれども。

それと実は、昨年ですけれども、病院の担当に、広尾市街地がやっているように、要するにかかりたい人が電話することで家の前まで迎えに行くと、そうすることによって、そういったリスクも解消されるし、患者自身にも喜ばれるということで、そういう広尾市街地のような形にできないのかといったら、特に理由は言っていませんけれども、できませんということだったものですから、当時は私この資料を持っていなかったものですからあれですけれども、この現状を見て、要するに例えば音調津まで往復待ち時間も含めたら、小一時間かかると思うのですけれども、利用者がゼロのときが 14 回から 13 回、毎月あるということですね、当然、野塚もあるかと思うのですけれども。

そういったことが患者のためにも、逆に言えば自宅の前まで迎えにきてもらえれば非常に助かるという声がありますし、時間のロスもなくなる。それを考えると、いかに無駄なことを今までしているのかなと、非常に不思議な部分があるのですね。先ほど言ったように、23 年度とか 25 年度は、一定程度利用者もありますし、例えば音調津でも、毎月やっぱり 23 年度なんかでは、多いときは 62、3 人の利用者がありました。ですから、そのころは、そういう定時な、いわゆるバス停といいますか、そこで送迎するのがよろしかったのでしょうかけれども、今となっては、そういった意味で非常に無駄なことをやっているなという感じがしておりますし、その分ほかのそういった自宅前まで迎えに来てほしい人の要望に応えることによって無駄がなくなり、より効率的なことになると思うのですけれども、その点、開設者としてどのような現状認識と今後の改善についての検討についてお答えをいただきたいと思います。

1、委員長（山谷） 田中副町長。

1、副町長（田中） 前崎委員のほうから、今、病院の送迎バスの実態、お聞きをいたしました。資料のほうもお配りさせていただいておりますので、中身については委員のおっしゃるとおりであります。

今、現状として、野塚、豊似、音調津については、指定場所に迎えに行って、帰りは自宅までということなのですけれども、こういったことが効率的に、今お話のあったとおり、空のバスをただ走らせておくよりも、今言ったような効率的に患者さんに病院にかかっている、そのほうが効率的なわけですから、こういった形になるかわかりませんが、早い時期に研究をさせていただいて、検討させていただきたいというふうに思います。

1、委員長（山谷） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結させていただきます。

休憩します。

午後 2時25分 休憩

午後 2時40分 再開

再開します。

次に、審査番号19、認定第10号 平成30年度広尾町水道事業会計決算認定についてを審査します。水道事業会計決算書をごらんください。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

前田建設水道課長。

1、建設水道課長（前田） それでは、平成30年度広尾町水道事業会計決算について説明いたします。決算書の2ページ、3ページをお願いします。

水道事業決算報告書です。

初めに、（1）、収益的収入及び支出の収入についてです。

第1款水道事業収益の決算額につきましては、1億6,552万7,531円となりました。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用の決算額につきましては、1億6,860万8,196円となりまして、不用額は416万3,804円となりました。

次に、4ページ、5ページをお願いします。

（2）、資本的収入及び支出の支出ですが、第1款資本的支出の決算額につきましては、3,885万2,083円となりまして、不用額は1,917円となりました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,885万2,083円につきましては、4ページの表の下側に記載のとおり、所定の財源をもって補填しています。

次に、6ページをお願いします。

2、財務諸表の（1）、平成30年度広尾町水道事業損益計算書です。

1、営業収益から2、営業費用を差し引いた額3,733万3,471円が営業損失となりました。

次に、3、営業外収益から4、営業外費用を差し引いた額3,219万8,306円を営業損失に加えた経常損失は513万5,165円となりました。

これから5、特別損失を差し引いた当年度純損失は、514万1,825円となったものです。

次に、7ページをお願いします。

水道剰余金計算書です。表の中段から下に記載しております当年度変動額について説明します。

当年度におきましては、利益剰余金に当年度純損失のマイナス514万1,825円が発生し、表の右下、資本合計の当年度末残高が13億5,913万7,538円となったものです。

続きまして、8ページをお願いします。

水道事業剰余金処分計算書です。当年度末残高のうち、今年度においては、未処分利益剰余金は発生しておりません。

次に、9ページ、10ページをお願いします。

水道事業貸借対照表です。

初めに、9ページの資産の部についてです。

1、固定資産の合計は17億9,031万8,609円となりました。

2、流動資産の合計は2億3,332万4,336円となったことから、資産の合計は20億2,364万2,945円となりました。

続いて、10ページの負債の部です。

3、固定負債は、(1)、長期企業債だけとなりまして、3億1,994万9,567円となりました。

4、流動負債の合計は3,926万4,037円となりました。

5、繰延収益は、(1)、長期前受金の合計が4億6,276万4,876円となりまして、(2)、長期前受金収益化累計額を差し引いた繰延収益合計は、3億529万1,803円となりました。

この結果、3、固定負債と4、流動負債及び5、繰延収益の合計である負債合計は6億6,450万5,407円となりました。

次に、11ページの資本の部です。

6、資本金の合計は11億8,658万9,223円、7、剰余金の合計は1億7,254万8,315円で、6、資本金と7、剰余金を合わせた資本合計は13億5,913万7,538円となりました。このことから負債資本の合計は11ページの一番下に記載のとおり20億2,364万2,945円となりまして、9ページ一番下の資産合計と同額となるものです。

次に、12ページは、キャッシュ・フロー計算書です。

キャッシュ・フロー計算書の対象となっている資金の範囲につきましては、貸借対照表における現金預金と同範囲となっているため、ページ一番下の資金期末残高と9ページの下から4行目の現金預金と同額の2億3,038万1,038円となるものです。

以上でございます。

1、委員長（山谷） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの審査を終了します。

これより討論、採決を行います。

初めに、認定第1号 平成30年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

前崎茂委員。

1、委員（前崎） 認定第1号 平成30年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

本町の高齢化率は、本年3月末で38.4%まで伸長し、加えて200万円未満の年金収入階層は、平成22年度の63.4%から本年度末は75.2%と、10ポイント以上も増加しております。今後、さらなる年金等が引き下げの予定をされており、消費購買力の低下で、本町の経済活動は、ますます厳しさが増すことが予測されます。このような経済環境のもと、社会的弱者と言われる高齢者や障がい者、さらには低所得者などの生活を支え、住民の福祉向上を図っていかなければならないところがあります。

このような状況のもとで、十勝市町村税滞納整理機構の収納率は、平成30年度は20.9%と低率となっており、当機構に依拠しなくても、従前の徴収体制でも十分収納率の向上は図れるものであり、見直す時期に来ております。

本町の財政状況が大変厳しい中、公衆浴場利用料の値上げなどにより町民生活にしわ寄せが行く中、子ども農山漁村交流ホームステイ事業に823万円もの事業費で荒川区の子どもたちの旅費、滞在費を本町が負担することは、町民の理解が得られません。派遣する自治体もしくは参加者が負担すべきものであります。

加えて、183万円を超える業務委託費は、削減を見直すべきであります。財源は、ふるさと納税だからではなく、夕張市や上士幌町などほかの町と同じように、ふるさと納税寄附金は、広尾町の子どもたちのために、高齢者の教育、福祉のために活用するシステムに変える必要があります。

また、全国で本町だけとされる政治家個人の記念館の運営は、速やかに見直すべきであります。

よって、本決算の認定に反対をするものであります。

1、委員長（山谷） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

北藤利通委員。

1、委員（北藤） 私は、平成30年度広尾町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

本会計の決算審査においては、歳入歳出決算書及び主要な施策等の説明について、その正確性を認めるところであります。

平成30年度は、農林水産、商工観光など、産業振興をはじめ、子育て支援として医療費の助成など、さらには地域福祉、新たな病院体制の構築、健康予防など、安心して暮らすことができるまちづくりに努めた内容であります。

また、平成30年は、広尾町が開町してから150年となる節目の年として記念事業を幅広く実施し、次の世代に未来を引き継ぐ内容でありました。

財政運営においても、各種財政指標や地方債の現在高、基金状況等を見ても、健全化へ努力が認

められるものであります。

よって、本決算認定に賛成するものであります。

1、委員長（山谷） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

小田^{おだ}雅二委員。

1、委員（小田^{おだ}） 私は、今回の決算認定については、次の理由をもって反対させていただきます。

まずもって、子ども農山漁村交流事業、いわゆるホームステイ事業に対して約820万円、それも、これに係る人件費、物件費等を含めると約1,200万円強という予算が使われてしまいました。

さきの議会報告会において、これはコミセンで行われた議会報告会でありますけれども、このとき参加者の一人から、この事業について質問がありました。その質問とは、「何で荒川区の子どもたちにこれまでのことをするのだ。広尾の子どもたちはどうするのだ」という、ほぼ怒りに満ちた質問でありました。

財源がふるさと納税であろうがなかろうが、広尾町の予算とは広尾の町そのもの、そして広尾町に住む人々、そして広尾町の子どもたちのために使われるという大前提があります。この当たり前のルールが、今回の決算においても破られています。広尾町の子どもたちではない、この荒川区の子どもたちだけを対象とするこのような事業とは、改めて言いますが、前代未聞のものとして登場しています。広尾町の議会として、あるいは議員として、このような事業に対する認定について論議すること自体、釈然としません。何度も当たり前のことを言いますが、荒川区の区議会ではなく、ここは広尾町の議会であります。

そして、最後に申し上げます。財政が逼迫して厳しいというならば、即刻このようなほかの自治体のための事業は、規模の縮小あるいは多額のコンサルタント料に予算を使わず何とかやりくりできるよう、積極的な検討をするべきであります。

よって、以上を反対討論の理由とします。

1、委員長（山谷） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終了します。

これより認定第1号 平成30年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本件を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第2号 平成30年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略させていただきます。

これより認定第2号 平成30年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第3号 平成30年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第3号 平成30年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第4号 平成30年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第4号 平成30年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第5号 平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に反対討論の発言を許します。

旗手恵子委員。

1、委員(旗手) 平成30年度国民健康保険事業勘定特別会計決算認定に反対の立場で討論を行い

ます。

国民健康保険は、平成 30 年 4 月から都道府県化に移行しました。新制度は、被保険者の多くが低所得者であるにもかかわらず、保険料が高いという構造問題は何も変わっていません。

国保事業の困難は、国保に対する国の負担割合を減らしてきたことにあります。道は 6 年後までにこの赤字を解消する計画を市町村に求め、本町は 5 年で解消することにしました。その結果、限度額 89 万円から 93 万円に 4 万円引き上げ、負担増となっています。

加えて、国保は、子どもを含め世帯内の加入者数に応じて賦課される均等割があります。これは子育て支援に逆行すると、これを軽減・免除する自治体も生まれています。全国知事会も子育て支援の観点から、子どもに係る保険料均等割の軽減を国に要請しています。

国も道もさまざまな模索をしています。本町は、国・道の建前に異論を唱えることなく従うべきではないと思います。

広尾町は、新制度になっても賦課・徴収の権限を有しています。町民の目線に立った施策、対応が求められることから、本決算認定に反対いたします。

1、委員長（山谷） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

北藤利通委員。

1、委員（北藤） 平成 30 年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険事業につきましては、北海道が財政運営の責任主体となり、本町とともに国民皆保険を持続可能なものとするため、健全で安定的な維持運営を図り、国民の医療確保と健康の保持増進に努めているものであります。

被保険者 1 人当たりの保険税は増額となっていますが、所得の低い世帯には配慮された保険税率となっており、また、保険税軽減が拡大されております。

本決算は、国民健康保険事業の運営に必要な不可欠な経費で、適正な会計運営がされていることから、本決算認定に賛成するものであります。

1、委員長（山谷） これをもって討論を終了します。

これより認定第 5 号 平成 30 年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本件を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第 6 号 平成 30 年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第6号 平成30年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第7号 平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第7号 平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第8号 平成30年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

旗手恵子委員。

1、委員(旗手) 平成30年度後期高齢者医療特別会計決算認定に反対の立場で討論を行います。

本町の年金収入階層別人数は、平成29年度、120万円未満47.1%、120万円以上160万円未満11.8%、160万円以上200万円未満が14.7%となっています。73.6%が200万円未満という状況です。

北海道後期高齢者医療は、全国的に見て所得が低いのに、保険料が極めて高い北海道の実態が明らかになっています。平成29年度の保険料決定の際には、財政安定化基金の積み増し、繰入額は192億円でしたが、平成30年度の繰入額は157億円にとどまっていることが保険料率の引き上げにつながりました。

本町の後期高齢者の経済状況から見て、平成30年度の保険料引き上げは過重過ぎたことから本決算に反対いたします。

1、委員長(山谷) 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

北藤利通委員。

1、委員(北藤) 平成30年度広尾町後期高齢者医療特別会計決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者に対する医療・介護サービスの質を維持、向上することを目的に開始され、低所得者に対する軽減措置を講じるなどの幾多の制度改正を行い、制度も定着してきているところであります。高齢者の方の医療を国民みんなで支え合う医療保険制度であります。

この制度を運営する広域連合に加入している町としては、平成 30 年度の予算執行については必要な経費であり、適正な会計運営がなされていることから、本決算に賛成するものであります。

1、委員長（山谷） これをもって討論を終了します。

これより認定第 8 号 平成 30 年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本件を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第 9 号 平成 30 年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第 9 号 平成 30 年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第 10 号 平成 30 年度広尾町水道事業会計決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第 10 号 平成 30 年度広尾町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

これをもって本委員会に付託された案件の審査は、全て終了しました。

お諮りします。本委員会の審査報告は、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、審査報告書は、正副委員長に一任することに決しました。

これをもって決算審査特別委員会を閉会します。

閉会 午後 3時10分